

狛江市福祉基本条例及び狛江市まちづくり条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日
 条例第 号

（狛江市福祉基本条例の一部改正）

第 1 条 狛江市福祉基本条例（令和 2 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
（計画の策定） 第 5 条 （略） 2 福祉総合計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。 （1）～（5） （略） （6） その他地域共生社会の推進に関する事項 3～6 （略）	（計画の策定） 第 5 条 （略） 2 福祉総合計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。 （1）～（5） （略） 3～6 （略）

（狛江市まちづくり条例の一部改正）

第 2 条 狛江市まちづくり条例（平成 15 年条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
（まちづくりに関する施策等） 第 6 条 この条例におけるまちづくりに関する施策等は、次の各号に掲げるものとする。 （1） 狛江市基本構想及び基本計画、 <u>狛江市都市計画マスタープラン・立地適正化計画</u> 、狛江市環境基本計画、 <u>福祉総合計画</u> その他市のまちづくりに関する基本的方針等を定めた計画 （2）～（5） （略）	（まちづくりに関する施策等） 第 6 条 この条例におけるまちづくりに関する施策等は、次の各号に掲げるものとする。 （1） 狛江市基本構想及び基本計画、 <u>狛江市都市計画マスタープラン</u> 、狛江市環境基本計画、 <u>狛江市住宅マスタープラン</u> 、 <u>狛江市福祉基本計画</u> 、その他市のまちづくりに関する基本的方針等を定めた計画 （2）～（5） （略）

付 則

この条例は、公布の日から施行する。